

# 美唄市立南美唄中学校『いじめ防止基本方針』

## I. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを見過ごす、あるいは認識しながら放置する事がないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

生徒は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

## II. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

### 1. 基本施策

#### (1) 学校におけるいじめの防止

- ① 学校経営の指標の一つに「三つの大事」を掲げ、弱いものいじめや悪意のある言動をしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- ② 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、「心と心をつなぐ」対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ③ 保護者ならびに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する支援を行う。

#### (2) いじめの早期発見のための措置

##### ① いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、チェックリストを活用するとともに、在籍する生徒に対する定期的な調査を次の通り実施する。

- |                           |             |
|---------------------------|-------------|
| ○生徒対象いじめアンケート調査           | 年3回(6月、11月) |
| ○保護者対象いじめアンケート調査          | 年2回(6月、11月) |
| ○教育相談(学級担任による生徒からの聞き取り調査) | 年2回(6月、11月) |

##### ② いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

- スクールカウンセラーの活用
- いじめ相談窓口の設置

##### ③ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

### (3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止するとともに、効果的に対処できるようネットパトロールを定期的に実施し、ネットトラブルに関する情報を収集して、生徒及び保護者への周知を図り、必要な啓発活動として、情報モラル教室や研修会等を行う。

## 2. いじめ防止等に関する措置

### (1) いじめの防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

#### ①構成員(生徒指導委員会と兼務)

校長、教頭、生徒指導係、学年一名、養護教諭、当該学級担任(事案発生時)

#### ② 活動

- いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- いじめ防止に関すること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

#### ③ 開催

月1回を定例会(生徒指導委員会を兼ねる)とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

### (2) いじめに対する措置

- ① いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ② いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめは、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## 3. 重大事案への対処

生命や心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (1) 重大事態が発生した旨を、美唄市教育委員会に速やかに報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 4. 学校評価における取り組みの評価

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止にかかる取り組みに関すること。
- (2) いじめの早期発見にかかる取り組みに関すること。
- (3) いじめの再発防止にかかる取り組みに関すること。